

NEWS RELEASE

2015 年 9 月 2 日

新商品 「低解約返戻金型定期保険」を発売！

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（社長：高橋 薫）は、2015 年 10 月 2 日から新商品「低解約返戻金型定期保険」を発売します。あわせて、同日から告知書で加入できる死亡保障の限度額を拡大します。

「低解約返戻金型定期保険」は、主に法人のお客さま向けに開発した商品です。通常の定期保険よりも割安な保険料で長期の保障を準備できるとともに、死亡保険金や解約返戻金を経営者の皆さまの事業保障資金やご勇退時の備えに活用いただくことができます。

今後とも、当社は業界の常識にとらわれず、徹底したお客さま視点で、時代やお客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発に努め、「お客さま評価日本一」に向けて取り組んでまいります。

低解約返戻金型定期保険の特長

① 100 歳までの長期保障

- ・万が一の際の「死亡・所定の高度障害」の保障を 100 歳まで準備できます。

② 割安な保険料

- ・一定期間（低解約返戻金期間）の解約返戻金を無配当定期保険の 70%に抑えることにより、通常の定期保険よりも割安な保険料で加入することができます。
- ・健康状態や喫煙状況等により、健康体料率特約を付加することもできます。健康体料率特約を付加することで、被保険者の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合には、保険料が割引になります。

③ 自在な低解約返戻金期間の設定

- ・低解約返戻金期間はお客さまのニーズに合わせ、1 年単位（最短：10 年／最長：全保険期間）で設定できます。
（ただし、年齢によっては、一部設定できない期間があります。）

④ 経営者の皆さまの多様な資金ニーズに対応

- ・死亡保険金や解約返戻金を経営者の皆さまの事業保障資金や弔慰金、勇退退職金に活用いただくなど多様な資金ニーズにお応えすることができます。

「低解約返戻金型定期保険」の仕組み図と保険料例は別紙をご参照ください。

告知書扱の加入限度額拡大

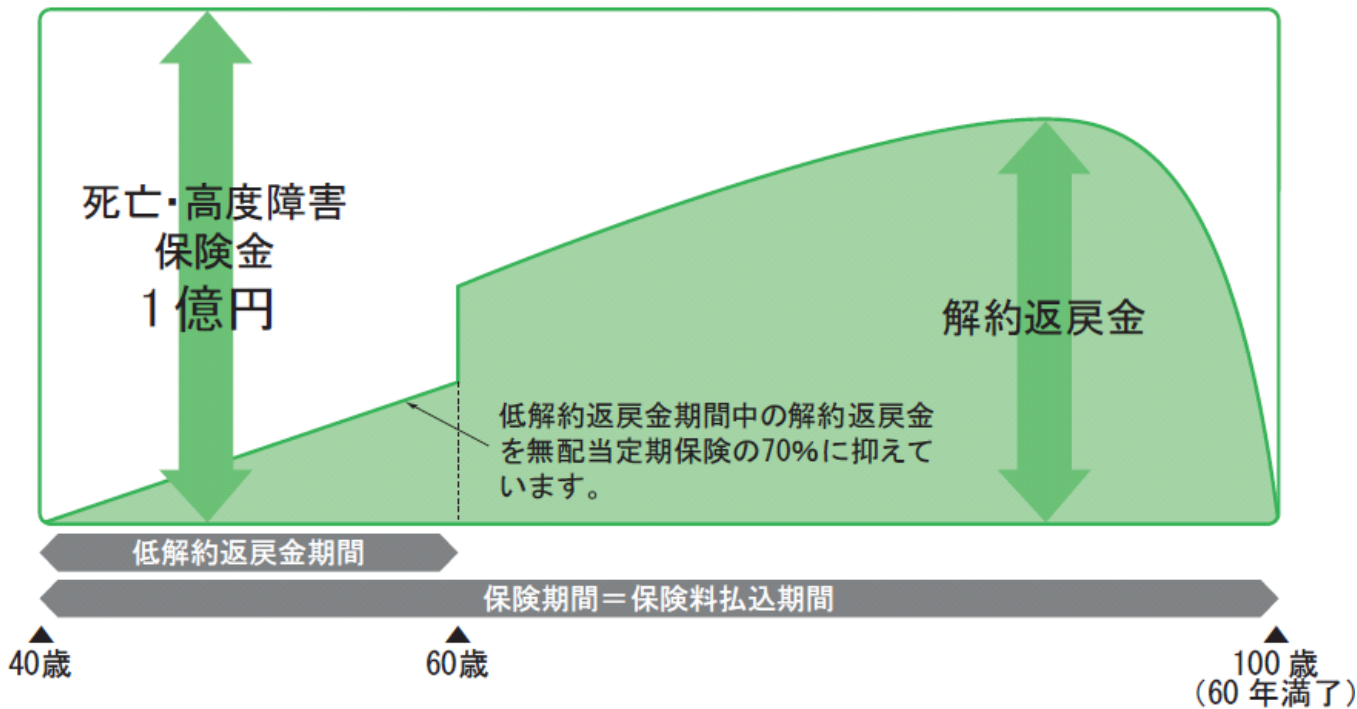
お客さまの利便性向上を目的に、告知書で加入できる死亡保障の限度額を拡大します。特に 15 歳～39 歳の被保険者の方は、従来 1,500 万円であった限度額を 4,000 万円まで拡大します。これにより、これまで保険加入に必要な健康診断書の提出や医師による診査など、お客さまのご負担となっていた手続きを軽減することができます。

以上

1. 仕組み図

ご契約例

40歳男性、保険金額：1億円、保険期間：100歳まで、保険料払込期間：全期払、
低解約返戻金期間：60歳まで



2. 保険料例

男性、保険金額：1億円、保険期間：100歳まで、保険料払込期間：全期払、低解約返戻金期間：60歳まで、
健康体料率特約なし、年払保険料

契約年齢	① 低解約返戻金型定期保険	② 【ご参考】無配当定期保険	差 (①－②)
30歳	1,433,300 円	1,578,300 円	▲145,000 円
40歳	1,989,000 円	2,099,200 円	▲110,200 円
50歳	2,874,000 円	2,922,800 円	▲48,800 円